第４回北海道人権施策推進懇談会　議事録

１　開催日時

令和７年（2025 年）11 月７日（金）　10:00～

２　開催場所

かでる２・７　940 研修室

３　出席者

（構成員：五十音順）

札幌弁護士会　人権擁護委員会委員		伊藤　絢子
北海道小学校長会事務局幹事　札幌市立東山小学校校長		片山　俊明
北海道新聞執行役員　みらい教育推進室長		斉川　誠太郎
北海道社会保険労務士会副会長		新堀　裕幸
NPO 法人北海道ﾚｲﾝﾎﾞｰ･ﾘｿｰｽｾﾝﾀｰ L-Port 代表理事		中谷　衣里
北海学園大学法務特任教授　北海道大学名誉教授		松久　三四彦

（オブザーバー）

札幌法務局人権擁護部　人権擁護専門官		冨永　洋平

（事務局）

環境生活部くらし安全局	局長	髙木　順一
環境生活部くらし安全局道民生活課	課長	家山　正吾
	課長補佐	三宮　賢豊
	係長	中村　由紀
	主任	鳥井　恭吾

１．開　　会

○事務局（家山課長）　本日は、お忙しい中、お集まりをいただきまして、どうもありがとうございます。

私は、北海道くらし安全局道民生活課長の家山です。どうぞよろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、第４回北海道人権施策推進懇談会を始めさせていただきます。

初めに、くらし安全局長の髙木から、開会に当たりご挨拶を申し上げます。

○髙木くらし安全局長　皆様、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、懇談会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

懇談会の開催に先立ちまして、一言だけご挨拶を申し上げます。

第１回の懇談会開催の後、第２回、第３回につきましては、私どもの都合によりまして書面開催となりましたことをおわび申し上げますとともに、この間、書面により皆様から様々な視点からの大変貴重なご意見、ご助言を賜り、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

皆様からいただいたご意見等につきましては、道庁の庁内組織でございます北海道人権施策推進本部におきまして、基本方針への反映の在り方などについて調整を進め、今回の第３次の基本方針素案の案として取りまとめをさせていただきました。

本日の懇談会では、この基本方針素案の案の内容につきましてご説明をさせていただきますとともに、皆様からいただいたご意見への対応状況につきましても併せてご説明をさせていただきたいと思っております。

限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（家山課長）　髙木局長は、用務の都合によりまして、ここで退席をさせていただきます。

〔くらし安全局長は退席〕

○事務局（家山課長）　それでは、議事に入ります前に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

○事務局（中村係長）　次第の下に配付資料の一覧が書いてありますので、ご覧ください。

資料１は北海道人権施策推進基本方針（第３次）素案（案）の見直し内容等、資料２は北海道人権施策推進基本方針（第３次）素案（案）の溶け込みバージョン、資料３は北海道人権施策推進基本方針（第３次）素案（案）新旧対照表、資料４は、書面で開催しました第３回懇談会でのご意見とその対応状況をまとめたものです。資料４（参考）として、第３回懇談会の資料にもしておりました第１回と第２回の懇談会におけるご意見と対応状況をつけております。

〇事務局（家山課長）　本日の懇談会は、北海道人権擁護委員連合会の田端綾子様が業務の都合によりご欠席となっております。

また、本日は、オブザーバーとして札幌法務局の冨永人権擁護専門官にもご出席いただいておりますことをご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、ここからの進行は松久座長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

２．議　　事

〇松久座長　松久でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議事１の北海道人権施策推進基本方針（第３次）素案（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

〇事務局（三宮課長補佐）　道民生活課の三宮でございます。

私から素案（案）の説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料１を見ていただきたいと思います。

今回の説明の流れですが、まず、資料１の北海道人権施策推進基本方針（第３次）素案（案）の見直し内容等の内容と、皆様からいただいたご意見とその対応状況を取りまとめました資料４と資料４（参考）を参照しながら、資料２の素案（案）をご説明したいと思います。

また、資料３については、現行の方針と今回の素案（案）との新旧対照表となっておりますが、新旧対照表については説明を省略させていただきますので、折を見てご確認いただければと思っております。

それでは、素案（案）のご説明をさせていただきます。

まず初めに、資料１をご覧ください。

１の北海道人権施策推進基本方針（第３次）素案（案）になります。

（１）の全体構成ですが、ここで資料２をご覧ください。

１枚開いて目次を見ていただきますと、基本的な章構成は、第１章の基本的な考え方、第２章の分野別施策の推進、第３章の人権施策の総合的・効果的な推進としておりまして、現行の基本方針を維持した構成としております。

また、資料１に戻りまして、（２）の第１章の基本的な考え方です。

第１章を構成する項目については前回どおりとしまして、前回改定後の人権に係る法改正などの状況や、人権を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえまして、国の第２次基本計画が令和７年６月に改定されておりますが、この内容も勘案しながら本文を整理しております。

資料２の見方として、文字を着色している部分があります。赤字と黄色いマーカーがついていますが、赤字については、庁内組織の推進本部幹事会による修正と、懇談会の皆様

から第１回、第２回のときにご意見をいただいたものを受けて整理した部分です。黄色いマーカーをしているところは、その後、新たにご意見をいただくなどして、今回整理させていただいた箇所です。

この赤字と黄色いマーカーの関係は、第１章だけではなく、第２章、第３章も同様のルールで着色しております。

それでは、資料２の本文のご説明をします。

まず、１ページの19行目から23行目です。

ここの項目は、「１　基本方針策定の背景」「（１）基本方針策定の趣旨」ということで、内容としては、令和７年６月の国の第２次基本計画策定の経緯等を新たに記載させていただいております。

次に、２ページの20行目から24行目です。

「（２）国際的な潮流」という項目で、ビジネスと人権に関する国際的な動きを記載させていただいております。

次に、３ページの21行目から35行目です。

「（３）国内の動向」という項目ですが、国の第１次基本計画策定以降の人権に関わる法の施行状況や、後段にはインターネットによる人権侵害が深刻化、昨今の社会経済情勢への対応など、国の第２次基本計画策定までの動きを記載しております。

次に、４ページの29行目から32行目です。

「（４）北海道における取組」という項目ですが、道の第２次基本方針策定以降の人権に関わる道の計画の策定状況を記載しております。

次に、「２　人権施策の基本理念」です。

まず、５ページの７行目から10行目です。

第２次基本方針では例示として「女性」と「アイヌの人たち」だけを取り上げた形になっていたのですが、今回、第２章の分野別施策の推進に準じて、こどもや高齢者なども加えた例示として修文させていただいております。

第１章の主立った見直し点は以上でございます。

それでは、次の章に進みます。

資料１にお戻りいただいて、（３）第２章の分野別施策の推進についてです。

まず、（ア）構成については、これまで重点的に取組を進めてきた１２分野は依然として人権侵害が存在しているということから、引き続き重点的に取り組む分野としております。

次に、（イ）分野別施策の主な見直しについてです。

まず、各分野共通になりますが、前回の改定後の法令や計画等の改正状況、懇談会の皆様からのご意見を受けて、各分野の本文を整理させていただいております。これは、後ほど、主立ったところをご説明したいと思っております。

次に、資料２の７ページをご覧ください。

主に分野別施策の整理を行った部分をご説明したいと思います。

まず、７ページの５行目から７行目です。

ここでは、各分野における施策を推進する上で留意する観点として、複合的な人権問題について記載しております。この部分は、資料４（参考）の№.１の中谷構成員からいただいた意見を受けて修文しています。

次に、9行目ですが、「１　各分野に横断的な人権課題（インターネットによる人権侵害）」と、項目名と構成を変更しております。

今回の見直しに当たりまして、各分野にわたってＳＮＳ等のインターネットを介した誹謗中傷等の人権侵害が深刻化していて、国の第２次基本計画の内容や、これまでの懇談会でいただいたご意見や道議会での議論などを踏まえまして、今まで11にあった「インターネットによる人権侵害」を１にして、「各分野に横断的な人権課題（インターネットによる人権侵害）」として、項目順を先頭に移動させております。これは、国も同様の形になっております。それに伴いまして、各分野の項目番号も繰り下げております。

次に、内容ですが、同じく７ページの11行目から21行目です。

【現状】として、インターネットは悪いことばかりに見える感じがあったことから、最初に、インターネット自体を否定するものではなく、日常生活の利便性向上にとって欠くことのできないツールであること、様々な機器を通じてインターネットで他者との活発な交流が可能となっているという利点を述べた上で、一方、誹謗中傷や、事実と異なる偽の情報の拡散など、様々な問題が深刻化しているという流れで記載しております。

次に、９ページの１行目から３行目です。

ここは【課題】の部分ですが、誹謗中傷に対する道の認識や、10行目には表現の自由にも留意しなければならない旨を記載しております。

まず、「誹謗中傷や事実と異なる偽の情報の拡散」という部分については、資料４（参考）の№.２、３の斉川構成員のご意見を受けてのものとなっております。また、誹謗中傷に対する道の認識でございまして、資料４（参考）の№.６の中谷構成員のご意見を受けて入れさせていただきました。また、「表現の自由にも留意」という内容は、資料４の№.②の伊藤構成員のご意見を受けてのものです。

次に、９ページの【施策の展開方向】です。

まず、（１）人権意識を持ったインターネット利用の啓発活動の推進という項目については、「お互いの人権を尊重し、被害者にも加害者にもならないための『責任ある情報発信』の観点を持った利用が広がるよう、インターネット上における人権侵害等を防止するセミナーの開催」という内容を記載しております。

ここについては、資料４（参考）の№.４から６で片山構成員、伊藤構成員、中谷構成員の意見を受けてのものになります。

ちなみに、訂正が１か所ありまして、資料４（参考）の№.５の伊藤構成員の対応状況の欄の下に数字が書かれていて、最後の４段目がＰ８となっているのですが、Ｐ９の誤りで

したので、この場で訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

次に、同じページの（２）情報モラルに関する教育の充実という部分では、「ネットパトロールによるインターネット上の児童生徒の不適切な投稿の早期発見、早期対応の徹底に努めます」という内容にしており、今回、「児童生徒の不適切な投稿」という文言を加えさせていただいております。

この記載については、資料４の№③の伊藤構成員から、「どのような表現を対象にして行うのか」というご意見をいただきましたので、その辺を受けてのものとなっております。

かなり飛びますが、13ページの「３　こども」の分野に進みます。

14ページの36行目から37行目になりますけれども、道の第２次基本方針策定の後の取組として、こどものパブリックコメントなどもしていますので、こどもや若者の意見聴取のことを記載しております。

この部分は、資料４（参考）№７の片山構成員のご意見を受けてのものです。

次に、15ページの11行目から24行目、また、同じページの38行目から16ページの９行目、さらに、17ページの15行目から23行目の部分です。

【これまでの取組】、【課題】、【施策の展開方向】を記載しており、資料４（参考）の№８の田端構成員の、いじめと不登校を並列ではなくて分けて書いてはどうかとのご意見を受けて見直しております。

次に、17ページの４行目以降、施策の展開方向をいろいろと書いていますけれども、懇談会の皆様のご意見や、北海道こども計画に関連する部分を整理させていただいております。

まず、「（２）こどもの権利を尊重する教育や啓発の推進」ですが、ポツの一つ目の「情報発信や普及啓発」、ポツの二つ目の「全道のこども、若者から幅広く意見を聞き、道政に反映」などと記載しております。

こども、若者からの意見聴取の部分は、資料４（参考）の№７の片山構成員の意見を受けた部分でもございます。

次に、「（４）健全育成のための環境づくりの推進」で、18ページの３行目、４行目です。

情報発信による他人や社会への影響、ネットワーク上のルール、マナーを守ることの意味、情報には自他の権利があることなど、情報モラルに関する教育などを記載しております。

ここは、資料４（参考）の№９の片山構成員のご意見を受けてのものです。

次に、「（６）社会的養育を必要とするこどもへの支援の拡充」でございます。

ポツの二つ目ですけれども、社会的養護経験者等で支援を必要とする方々に確実に情報が届くよう、広報活動の充実を記載させていただいております。

これは、資料４（参考）の№10の片山構成員のご意見を受けたものです。

次に、「（７）こどもの貧困対策」です。

ポツの二つ目ですけれども、支援が必要な人を確実に把握し、支援を届けるため、相談支援につながりやすいよう、アウトリーチの充実、ボランティアの活用、ＳＮＳの活用を促進という記載にしており、ここは資料４の№④の伊藤構成員の意見を受けた部分になります。

次の分野は、まとめた形になりますが、「４　高齢者」の22ページの２行目から６行目と「５　障がいのある人」の25ページの20行目から24行目に同じことを書いており、高齢者と障がい者共通になりますが、北海道ケアラー支援推進計画に関連する施策の展開方向を追加して、それぞれ記載をさせていただいております。

次の分野に移ります。

25ページの「６　アイヌの人たち」です。

ここは、現在見直しをしている「北海道アイヌ政策推進方策」というものがございまして、本文中は直っていないですが、それとの整合性を取ることを考えております。

次に、27ページの「７　外国人」についても、現在見直し中の「北海道グローバル戦略」というものがございまして、手があまり入っていないですが、それと整合を取りたいと思っております。

資料４の№⑤ですが、伊藤構成員からのご意見で、施策の展開方向の30ページの６行目、「（３）外国人が住みやすい地域づくり」に、医療機関も必要な知識や情報として提供が必要ということで、医療機関への受診などという文言を記載しております。

次に、34ページの28行目ですが、資料４（参考）の№12の田端構成員の意見を受け、犯罪をした人の家族への人権侵害も存在していることから、第２次基本方針は「犯罪をした人等」と表現していたのですが、今回、項目名を「犯罪をした人等及びその家族」としております。

次に、35ページの26行目の【施策の展開方向】です。

（１）に家族に対する偏見などの解消に資する啓発活動がありましたが、どちらかというと（２）の広報・啓発活動の内容と読み取れるものなので、（２）に移動させております。そして、（１）に家族に関する記述がなくなったことから、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた支援及び家族への」の「家族」を外して、現行の項目名と同じように、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた支援の促進」という形に戻しております。

これは、資料４（参考）の№13の田端構成員の意見を入れて直したのですが、資料４の№⑩の伊藤構成員の意見を受けて修正させていただきました。

34ページに戻りまして、【現状】の部分です。

資料４の№⑧になりますが、伊藤構成員から、順番は２段目と３段目を逆にしたほうがいいのではないかというご意見を受けて入替えをしております。

次に、35ページの課題になりますが、これも家族への課題として、家族に対する偏見や差別の解消という文言を記載し、本文を整理しております。これも資料４の№⑨、伊藤構成員のご意見を受けて直させていただきました。

次の分野に進みます。

次に、性的マイノリティで、36ページの６行目から15行目の【現状】に記載している中身ですけれども、説明の内容や正しい表現になるよう見直しをさせていただいております。

ここは、資料４の№⑪から⑮の中谷構成員からのご意見を受けて修文させていただいております。

次に、36ページの34行目から35行目の児童生徒に対するきめ細かな対応、また、37ページの３から５行目は、全ての道営住宅において、同性カップルの入居申込みを可能としたことという文を【これまでの取組】に追加して記載しました。

ここは、資料４の№⑯の中谷構成員と資料４（参考）の№15の斉川構成員のご意見を受けて修文させていただいております。

次に、37ページの13行目から14行目のＳＯＧＩハラスメント、22行目、23行目に家庭や学校、地域社会、企業などあらゆる場での啓発ということを記載したほか、26行目に「性自認」という文言を追加して課題の本文を見直しさせていただいております。

ここは、資料４（参考）の№17、資料４の№⑰、⑱の中谷構成員のご意見を受けて修文しております。

次に、36行目の【施策の展開方向】の「（１）性の多様性に関する理解の促進」のところに「性の多様性」という表現、38ページの３行目に「多様な他者を認め合い」という文言を追加、10行目から14行目に、相談窓口の情報発信について市町村や支援団体と連携している旨を記載しておりまして、【施策の展開方向】の本文を見直しさせていただいております。

ここは、資料４の№⑲から㉑の中谷構成員のご意見を受けてのものです。

次に、「12 様々な人権課題」でございます。

第２次基本方針では、項目名を「12 その他」としていましたが、その他の中に様々な人権課題が含まれていることから、「12 様々な人権課題」という項目名に修正しております。

次に、40ページの21行目から24行目です。

様々な人権課題の最後に、我々としても、人権課題がこれ以外にもあるという認識と、その問題への対応を記載させていただいております。

ここで、資料１にまた戻っていただきまして、３枚目の（４）第３章の人権施策の総合的・効果的な推進でございます。

（ア）構成・内容ですけれども、第１章と同じように構成は現行どおりとしており、社会情勢の変化を踏まえて、国の第２次基本計画を勘案しながら本文を整理させていただいております。

次に、（イ）主な見直しについてです。

資料２の43ページの30行目から44ページの24行目の【現状と課題】です。

「（４）企業等」の項目ですが、その中にパワハラ、カスハラなど、労働者を取り巻く様々なハラスメントの現状と課題を記載させていただいております。

ここは、資料４（参考）の№18の新堀構成員と№19の片山構成員のご意見を受けているものです。

最後に、資料１に戻りまして、今後のスケジュール（予定）です。

この会議の後、11月に改定素案を議会報告させていただきます。その後、12月までの１か月間でパブリックコメントを実施し、市町村と関係団体へは別途意見照会を行いたいと考えておりまして、その後、年が明けて１月に第５回北海道人権施策推進懇談会を開催する予定です。ここが最後になると思いますので、最後も対面で行いたいと考えております。そして、２月に改定案の議会報告を行いまして、３月には、新たな基本方針の決定ということで、知事をトップとした人権施策推進本部で決める予定となっております。

長時間になりましたが、私からのご説明は以上でございます。

○松久座長　詳細かつ明快なご説明をいただきました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございませんでしょうか。

○中谷構成員　資料２の39ページの「（３）災害に伴う人権問題」の部分です。

災害が起きたときに人権問題が発生するというのは、人権施策推進基本方針に列挙されている人権侵害を被りやすいいろいろな属性の人たちは、日常生活の中でも人権侵害を被る場面が多々あって、災害という緊急時には、さらなる人権侵害であったり、当事者が不在であるような対応をされることが起きるのだと思っております。

ですから、災害に伴う人権問題という項目のどこかに追記いただきたいのですけれども、多様な人たちに十分配慮した取組が行われるよう努めるというのはそのとおりで、そもそも社会的にマイノリティな立場、脆弱な立場の人たちは、日常生活の中で周縁化されて、緊急事態、災害などが起きたときに、当事者の困り事や差別の現状などがさらに深くなったり見えにくくなったりということが起きています。実際に災害が起きたときに、マイノリティの人たちは、声を上げにくかったり、いないことが前提として災害の緊急対応の仕組みが整えられていくので、そのあたりを追記していただけるとよりよいと思いました。

○松久座長　ただいまのご質問に対して、事務局から何かございますか。

○事務局（三宮課長補佐）　確かに、ふだんからそういう状況に置かれている人たちが災害など緊急の場でさらにそうなってしまうことは実際にあり得ると思うのですけれども、ここについては、災害の担当課もございますので、ご意見として反映できるかどうかも含めて改めて確認していきたいと思います。よろしくお願いします。

○松久座長　ほかにございませんでしょうか。

○斉川構成員　内容について、私の申し述べた意見等も上手にまとめて取り込んでいただきまして、本当にありがとうございます。

ということで、内容的には意見がございませんが、今回、私の商売柄、特に赤字の部分や黄色い網がかかった部分、これまでと違う部分を重点的に拝見させていただきまして、「てにをは」が抜けているのではないか、この表現はダブりではないかというものをコピ

ーしてまいりました。これを後で事務局に差し上げますので、そのとおりだと思ったら直していただければ結構ですし、ちょっと意味が分からないという部分がありましたら、メールなり電話なりでお問合せいただければと思います。

○松久座長　素案の案は、全体として、大変読みやすく、よく練られた文章だと思いました。これだけの分量ですし、多くの委員から貴重なご意見をいただきましたので、かみ砕いて分かりやすく反映させるのは時間の要する作業であったと思います。仕上げに向けまして、ただいまご準備いただいたものを頂戴できるということで、ありがとうございます。ほかの皆様におかれましても、お気づきになられたところがありましたら、個別に事務局にご連絡等よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

○伊藤構成員　大変細部にわたる修正をいただきまして、ありがとうございます。

私からは２点です。

まず、「８　ＨＩＶ・ハンセン病等の感染者等」についての項目です。

第３回でも意見を申し上げたのですけれども、特にハンセン病問題については、北海道が国の政策に追随して強制隔離の政策を執行した、そして、社会が誤った知識や偏見の意識に基づいて強制隔離政策に加担したという歴史を踏まえる必要があると考えておりますので、32ページの【施策の展開方向】の「（１）教育・啓発活動の推進」に当たっては、このような歴史を踏まえた記載とする必要があるのではないかと思います。

そして、【施策の展開方向】（３）の表題は「自立・社会参加への支援」とされているのですが、内容を拝見する限り、感染者の皆さん、あるいは回復者の皆さんの自立が問題になるということは特に記載もございませんので、このような表題をつけてしまうことによって、例えば、感染者あるいはエイズ患者の皆さんが自立を要するというような、かつ、自立されていないかのような誤ったメッセージにならないかと危惧しております。

そのような趣旨から、第３回懇談会で今後の支援という表題にしてはいかがかという意見を申し上げたつもりだったのですが、そこがうまく伝わらなかったのかもしれませんので、改めてお伝えさせていただきます。

○事務局（中村係長）　今、伊藤構成員からご意見いただきました内容は、資料４の⑦に記載している意見の内容だと思います。

もう一度、担当課に今回のご意見を伝えまして、内容を検討してもらおうと思います。

○伊藤構成員　それから、18ページの施策（６）ですけれども、今回、委員のご意見もあって、社会的養育を必要とするこどもへの支援の拡充というところで二つ目の点が加わったことは非常によかったと思います。今回加えていただいた広報活動の充実というのはもちろん大事ですけれども、社会的養育を必要とする子どもへの支援の内容の拡充も必要と思っております。例えば、18歳を過ぎた後の継続的な相談支援や、進路支援、まさに片山構成員からもご意見があったと思いますけれども、内容の相談支援の拡充等についても記載されることが望ましいのではないかと考えます。

〇事務局（中村係長）　担当課にその旨を伝えたいと思いますので、対応状況についてはお待ちいただければと思います。

〇松久座長　ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

〇松久座長　それでは、次に進ませていただきます。

では、２のその他について、事務局から何かありますか。

〇事務局（中村係長）　これで議事は終了しましたので、先ほど資料１でご説明しました今後のスケジュールについて改めてお知らせいたします。

皆様には、お忙しい中、第２回目、第３回目の書面会議でご意見等をいただきまして、ありがとうございました。この後、改定素案として、議会に報告させていただき、議会報告後、年内にパブリックコメント、市町村や関係団体に意見照会をしまして、それを反映した改定案をつくります。来年の１月に第５回北海道人権施策推進懇談会を開催しまして、改定案のご説明をさせていただく予定です。

懇談会開催日程は、12月に入りましたら調整させていただこうと思うのですが、皆様の一番多く出席できる日で日程を決めさせていただくことになるかと思います。その点はご了承いただきたいと思います。

また、懇談会でご意見いただいた内容を改定案に反映させまして、２月の第１回定例会に報告しまして、３月に基本方針の決定というように進めさせていただきたいと思います。

スケジュールは以上でございます。

〇松久座長　最後に、全体を通してご質問などはございませんでしょうか。

〇新堀構成員　今後のスケジュールの中で関係団体への意見照会とありました。市町村は分かるのですが、関係団体はどのようなところがありますか。

〇事務局（中村係長）　前回、第２次改定のときは、関係団体の主立ったところにお声かけをして、対面で意見をいただきました。各分野で１団体ずつ、関係課からピックアップしてもらいまして、例えば、女性でしたら北海道女性協会、こどもでしたら青少年育成協会にお聞きしているところです。労働者ですと、日本労働組合総連合会北海道連合会に聞いているところですが、今回照会する先についても関係課に確認し意見照会をしたいということと、関係課には、所管業務で関係している団体へパブリックコメント実施について広く周知してもらおうと思っております。

〇新堀構成員　要望は聞き入れていただけそうですか。例えば、北海道社会保険労務士会に送ってほしいという感じですね。文面的に関わるところがあるので、それに基づいてという行動もできるかと思います。

〇事務局（中村係長）　かしこまりました。そのようにさせていただきます。

〇松久座長　ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

〇松久座長　それでは、以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、

進行を事務局へお返しします。

３．閉　　会

〇事務局（家山課長）　松久座長、今日はありがとうございました。皆様方から大変貴重なご意見をいただきまして、何とかここまでたどり着くことができたと考えております。感謝を申し上げます。

本日いただきましたご意見につきましても､持ち帰って庁内で調整をさせていただいて、また整理していきたいと考えております。

先ほど、斉川構成員からもご指摘いただいたとおり、これからも、この内容について、我々も何度も読み返しして、さらに精度を高めていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の懇談会を終了とさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりをいただきまして、ありがとうございました。

以　　上